○東北地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十七号　宮城県黒川郡富谷町西成田字竹ノ下一番三六番二から同町富谷字源内無番地まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十二日十八時三十分

○関東地方整備局告示第五百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　前橋市鳥取町字北原三五五番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十日

○関東地方整備局告示第五百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十日　　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　韮崎都市計画道路事業三・四・一号滝坂下今井線

三　事業施行期間　自平成十一年十一月十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十一年建設省告示第千九百四十二号、平成十九年関東地方整備局告示第三十号及び平成二十四年関東地方整備局告示第六十七号の事業地に大字天狗沢字蟹河原及び大字龍地字竜ケ池を追加し、大字竜地を大字龍地に、字鳥塚を字鳥塚に改める。

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月二十日　　北陸地方整備局長　野田　徹

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人　にいがた住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	小出　直哉

(2)　変更年月日

平成二十五年十二月十六日

○北陸地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)

区間	変更前	変更後
柏崎市米山町字岩崎六三一番一から同市米山町字岩崎四四五番三まで	敷地の幅員	一四・五メートル～二六・九メートル
	延長	一四・五七キロメートル～二九・三四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　八号　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　柏崎市米山町字岩崎六三一番一から同市米山町字岩崎四四五番三まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十日

○中部地方整備局告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十日　　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　大垣都市計画道路事業三・三・十九号神田神戸線及び三・二・二号一般国道二十一号線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月二十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県大垣市笠縫町字奥屋敷、中野町字壱町田及び宿地町字井ノ口地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)

区間	変更前後別	変更前	変更後
瑞浪市土岐町字足ケ洞三三七一番一から同市釜戸町字百田六八七番一まで	敷地の幅員	一四・三〇メートル～二七・六〇メートル	一四・一〇メートル～二六・八〇メートル
	延長	〇・〇七キロメートル	〇・〇七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第二百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号